

公営企業会計システム更新業務仕様書

令和 7 年 6 月

にかほ市農林水産建設部上下水道課

1. 業務名

にかほ市公営企業会計システム更新業務

2. 目的

にかほ市水道事業及び下水道事業において、会計業務の効率化及び経営を支援するため、公営企業会計システム(以下、「本システム」という。)を導入する。

3. 遵守事項

本業務の実施に当たっては、本仕様書によるほか下記の関係法令及び施行規則等に準拠し、別紙機能要件仕様書に記載の要件を実現できるものとする。なお、関係法令等に改正があった場合には、適宜対応すること。

- (1) 地方公営企業法、地方公営企業法施行令、地方公営企業法施行規則
- (2) 地方自治法、地方自治法施行令
- (3) 消費税法・消費税法施行令ほか関係規則等
- (4) 個人情報保護に関する法律
- (5) 公営企業の経理の手引き(一般財団法人地方財務協会発行)
- (6) にかほ市条例・規則、関係規程

4. 業務の範囲

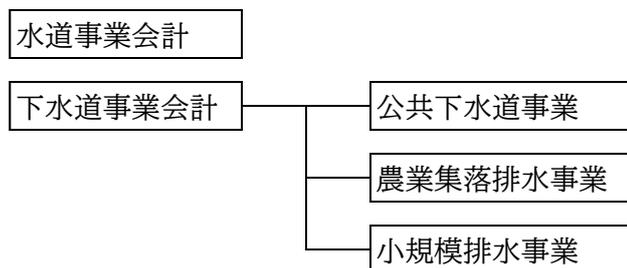
- (1) 本システムを利用するためのセットアップ作業
- (2) 本システムへの現行システムからのデータ移行作業
- (3) 本システムを利用するための研修

5. 業務の期間

- (1) システム構築期間: 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで
※仮運用期間を最低でも1か月設けること。
- (2) システム運用開始: 令和 8 年 4 月 1 日
- (3) システム運用保守契約: 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日(予定)
※運用保守契約は更新業務とは別途契約する。

6. 会計の概要

本市の事業会計区分はつぎのとおり。下水道事業会計は、セグメントを区分している。



7.システムの運用形態

- (1) 本システムは LGWAN-ASP を利用したクラウド型とする。データセンターについては、上下水道課内のクライアントから LGWAN 回線で接続可能なデータセンターを使用すること。
- (2) 本システムは総合行政ネットワーク ASP アプリケーション及びコンテンツサービスとして登録されていること。
- (3) 本システムの導入はパッケージソフトウェアの利用を前提として導入を実施し、パッケージソフトウェアの利用と必要に応じたカスタマイズにより実現することを基本とする。
- (4) 特定のソフトウェアを利用せず Web ブラウザを用いてシステムを運用すること。
- (5) クライアント及びプリンタについては、既設置のものを使用する。ただし、機器の更新等により構成は変更する場合がある。

設置台数 12 台

主な使用機器

○ S: Windows 10 Pro

CPU: Intel Core i3-8145 @2.1GHz 2.30GHz

メモリ: 8.00GB

ブラウザ: Microsoft Edge または Google Chrome

- (6) 稼働後の OS やブラウザのアップデートに対して速やかな対応が行われるシステムとする。

8.システムの範囲

本システムの範囲は、以下のとおりとし、詳細については別紙機能要件仕様書を参照のこと。なお、機能要件仕様書に記載されていない機能で、標準機能として有する機能は削除しないものとする。また、法制上求められる機能については、機能要件仕様書に明記されていない場合であってもシステムに当然備えられているものとして、機能要件に含まれるものとする。

- (1) 予算編成業務
- (2) 支出管理業務

- (3) 調定・収納管理業務
- (4) 日次・月次処理業務
- (5) 決算管理業務
- (6) 固定資産管理業務
- (7) 企業債管理業務

9.データ移行

データ移行の範囲及びデータ数は次のとおりとし、可能な限りリスクの少ない方法を採用するとともに、移行時における職員の通常事務に負荷のかからない方式で行うこと。

令和 7 年度決算業務は現行システムで処理を行うため、令和 7 年度決算額、固定資産、企業債のデータ移行を本システム稼働後に行うものとし、運用保守の範囲で行うこと。

- (1) 予算・勘定科目データ
- (2) 債権者マスタ(水道事業:約 4,100 件/下水道事業:4,100 件)
- (3) 金融機関マスタ
- (4) 固定資産データ(水道事業:約 2,000 件/下水道事業:5,500 件)
- (5) 企業債データ(水道事業:約 55 件/下水道事業:約 250 件)
- (6) 令和 8 年度予算額

10.研修業務

研修業務の内容は以下のとおりとする。

- (1) 本システムの操作に係る研修
- (2) 本システムの操作に係る操作マニュアル、運用マニュアルの提供

11.運用・保守業務

本業務終了後、本システムを導入した業者は、本仕様書の要件を満たす品質・機能等を継続して提供するため、システム更新及びバージョンアップを行い、正常な稼働を保証すること。また、運用・保守については別途契約するものとする。

- (1) 本システムの運用期間は 24 時間 365 日とする。ただし、システム保守等のため運用停止期間が必要となる場合は、事前に本市に申し入れること。
- (2) 利用端末の OS や Web ブラウザのバージョンアップに随時対応すること。
- (3) 国の関連法令等に合わせたシステム改修やメンテナンスを行うこと。なお、通常の保守では更新できない大幅な変更が必要となった場合は別途協議するものとする。
- (4) 本市からの問合せに対し、電話、電子メール等により対応可能であること。
- (5) 本システムを導入した業者を通じて公認会計士等の会計専門家に公営企業会計制度についての質疑応答を行うことができること。
- (6) 本システムを導入した業者側の都合によるハードウェアの更新等があった場合でも、

システム運用保守業務期間中の契約金額の増額はしないこと。

12.データセンター要件

データセンターは、収容するシステムを安定して稼働する環境が確保できるものとし、運用及び管理、障害への体制等の観点から以下の内容を満たすものとする。

- (1) 地震や津波に・水害の発生しやすい地域を避けたところに立地していること。また、耐震、耐火、防水、防塵の対策がなされていること。
- (2) 震度 6 強以上の地震に耐え得る耐震構造を採用した建物で、かつ免振等の構造であること。
- (3) 電力システムを二重化するなど冗長化がされていること。
- (4) 24 時間 365 日の監視及び入退室管理がされており、その記録が一定期間保管されること。
- (5) データをバックアップできる仕組みを備えていること。
- (6) システムのバックアップデータは、最低 7 日間保持し、障害に備えること。

13.成果品

本システムのほか以下のものを成果品として納品すること。

- (1) 操作・運用マニュアル(紙及び電子ファイルで納品)

14.資料等の提供及び返還

- (1) 発注者は受注者に対して、本業務に必要な資料等の開示、貸与等を行うものとする。
- (2) 受注者は、発注者から提供を受けた資料等を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、目的が達成されたときは、直ちに発注者にしなければならない。ただし、発注者が、廃棄方法を指定したうえで、返却不要の旨を指示したものを除く。
- (3) 資料等の提供に係る交通費、配達料及び付帯費用は、受注者が負担する。

15.業務引継等について

- (1) 次回のシステム更新によりシステムが変更になった場合は、受注者は業者引継に必要なデータ移行等について、誠意を持って対応すること。
- (2) 業務引継に伴いデータ移行が発生する場合、すべてのデータがエクスポートできる機能があること。機能が無い場合は、無償で抽出作業を行うこと。